

文部時報

第 1063 号

昭和41年 3 月

昭和41年度文教行政の展望

文教行政の展望	安嶋 彌	2
初等中等教育の改善充実	佐藤 薫	8
へき地教育の振興と就学援助の強化	渋谷 敬三	14
大学教育の拡充	井内麗次郎	20
育英奨学事業の拡充	笠木 三郎	25
芸術文化の振興	安達 健二	30
青少年の健全育成	石川 智亮	35
体力づくり	河上 邦治	42
教育學術文化の国際交流の推進	三角 哲生	54
私学振興の拡大	犬丸 直	63
文化財保護の推進	小川 修三	69

* * *

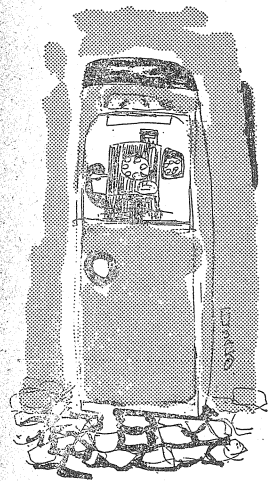
アメリカの連邦政府と 教育援助の拡大(上)	宮本 繁雄	75
教育用語「教科書検定」とは	吉久 勝美	48

連載第二回

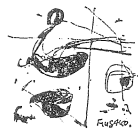
人物を中心とした社会教育史	平沢 薫	82
---------------	------	----

文部省の会議・行事等から	50
文部省主要通達一覧	95

表紙 山本忠順 カット 須貝夫早子



芸術文化の振興



安達 健二

戦後二十年、社会の安定と国際交流の促進に伴い、わが国芸術文化の価値が再認識されるとともに、新しい芸術創造の活動も活発になってきた。この新しい時代に即し、芸術文化の振興をはかるため、五月から文化局が設置されることとなり、わが国の芸術文化行政史上、画期的な年を迎えることとなった。

芸術文化の振興には、芸術家の創作活動を奨励、援助し、すぐれた芸術を保護、育成してゆく、いわゆる芸術振興と、ひろく国民にすぐれた芸術を鑑賞する機会を提供し、その鑑賞力を涵養し、国民

べてみたい。振興方策として、

(一) 芸術家の創作活動の奨励援助

(イ) 芸術祭の開催 これは国民に芸術鑑賞の機会を提供するという芸術普及の面でも大きな役割を果たしているが、毎年十月、十一月の二か月に芸術祭期間と定め、演劇、音楽、舞踊、映画、テレビ、大衆芸能など十部門にわたって文部省主催公演と芸術祭の趣旨に賛同して参加する一般の参加公演とがくりひろ

教養の向上をはかる、いわゆる芸術普及という二つの面がある。もちろんこの二つの面は確然とわけられるべきものではなく、国民の高い芸術鑑賞力があってこそ、高い芸術創作活動が促されると言える。この二つの面が互いにあいまって一国の芸術文化の振興がはかられるものである。もちろん芸術文化振興の施策を進めるにあたっては、あくまで芸術家の自主性を重んじ、その自由な創造活動を側面から援助、促進することが肝要であり、また芸術普及については、大都市中心におち入りがちな従来の芸術文化活動の弊を改め、これを広く全国各地にひろげ、地方文化の向上発展をはかることも重要であると考ええる。以下具体的に振興方策と普及方策について述

げられる。約一五〇名からなる芸術祭執行委員会が組織され、主催公演の企画や参加公演の審査に当たるが、優秀な成績を収めた公演には芸術祭賞、芸術祭奨励賞が授与される。文部省芸術祭は、これまで東京中心の行事が多かったが、広く全国の人が享受しうるように、各県で行なわれている地方芸術祭と連携を保ち、その中に、文部省芸術祭地方公演として優秀な演劇や音楽や舞踊を送り込み、地方への普及もはかってゆきたい。芸術祭開催経費は一、三八八千円、前年より一、九五〇千円増であるが、これは賞金の増額である。

(ロ) 優秀美術作品賞上 美術作家の創作意欲を喚起するために年間の団体展や個展から優秀な作品を選考して買上げる。予算一、五一八千円

(ハ) 県展代表作選抜展の開催 現在全国三九県で県美術展(県展)が行なわれている。県展は地方における美術の登竜門であるが、この各地方の県展で優秀な成績を収めた作品を東京に集め、紹介ひろうの展覧会を行なうことにより、地方作家に中央とのつながりを持たせ励みを与えようとするものである。予算三、〇三八千円

(ニ) 各種芸術行事に対する後援ならびに文部大臣賞の交付 日展、院展その他、美術展や芸術行事を後援し、文部大臣賞を交付して奨励する。その数は現在、年間六〇一七〇に及んでいる。

(ホ) 創作活動助成団体補助 オペラやバレエ、その他創作活動は

多額の経費を必要とするため、じゅうぶんな活動ができない状態にあるので、芸術関係団体補助金の中で、今後は特に創作活動助成の面に力を入れたい。芸術関係団体補助金は、1 創作活動助成、2 地方芸術振興、3 青少年芸術普及、4 芸術文化施設の充実、5 国際芸術交流の五つの内容のもとに総額一〇〇、〇〇〇千円を計上した。

(二) すぐれた芸術家の優遇・顕彰

(イ) 文化勲章、文化功労者 わが国文化の発達に関し勲績卓絶な者には文化勲章が授与され、また文化の向上発達に功労ある者を文化功労者として年金百万円を贈り顕彰する。

(ロ) 叙勲、褒章 わが国文化の進展に貢献した功績者には春秋二回の叙勲、また秋には紫綬褒章等の褒章が授与される。

(ハ) 芸術選奨 年間、芸術各部門において最も顕著な成績を収めた芸術家に文部大臣賞(賞金十万元)を授与し、その年度に最も活躍した芸術家として顕彰する。予算一、五八六千円

(ニ) 日本芸術院の設置 芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するため、栄誉機関として文部省設置法ならびに日本芸術院令により日本芸術院が設置され、第一部美術(五六名)、第二部文芸(三七名)、第三部芸能(二七名)計一二〇名の功績ある芸術家を日本芸術院会員として任命し、年金五十万円を支給している。日本芸術院は毎年、芸術活動の奨励のため日本芸術院賞を選考授与している。日本芸術院の運営に要する予算は七六、七八二千

用である。

次に普及方策としては、

(一) すぐれた芸術の鑑賞の機会提供

(イ) 芸術祭の開催 芸術祭は先にも述べたように芸術創作活動の奨励の場であるとともにすぐれた芸術鑑賞の機会でもある。

(ロ) 巡回美術展の開催 すぐれた美術作品を鑑賞する機会に恵まれない地方在住の美術愛好家に鑑賞の機会を提供するため、文部省所有作品をはじめ国立近代美術館、国立博物館、芸術大学、あるいは民間所蔵家の所蔵作品を集め、一〇〇点規模の展覧会として地方に巡回開催する予算一、一五二千元。

(二) 青少年に対する芸術普及

わが国芸術文化の将来の発展を考えた場合においても、また国民の文化的生活の向上を考えた場合においても青少年に対する芸術普及には力を入れない。

(イ) 各種講習会の開催 演劇、合唱、オペラ等の講習会を全国ブロック別に開催する。

(ロ) 普及資料の作成 青少年向演劇脚本、オペラ台本、その他の資料を作成配布する。

(ハ) 芸術活動の発表の機会提供 全国青年大会を開催して、美術、音楽、演劇等の発表の機会を提供し、また関係団体に補助金を交付して、青少年が芸術活動を発表できる機会を多くつく

る。

(二) 青少年向芸術普及団体の助成 芸術関係団体補助金の五つの柱の一つとして青少年芸術普及団体の助成を大きく考え、児童演劇、青少年向オペラ、青少年向交響楽の地方巡回公演に補助金を交付する。

(三) 芸術普及のための行政指導

(イ) 芸術文化担当者の研修 わが国の地方における芸術文化行政機構は弱体で、ほとんどの県が教育委員会の社会教育課で所管し、専任担当者を置いているところは一七県、他の二九県は兼任者のみである。また予算面においても、二、五〇〇万円を計上している県から一九万円の県まで格差が大きい。これらの格差を少なくするとともに担当者の資質の向上をはかるため担当者講習会等を開催する。

(ロ) 全国芸術行政調査資料の作成 以上のような芸術振興と芸術普及の方策以外に、これらの面と関連はするが、違った角度からとらえた方が促進しやすい問題として、芸術文化施設の充実と芸術文化の国際交流の問題がある。

(一) 芸術文化施設の充実

(イ) 国立芸術文化施設の充実

△国立近代美術館▽ 現在東京京橋にある国立近代美術館は昭和二十七年、焼ビルを購入改装して開館したものであるが、狭小

かつ類焼、浸水の危険がある上、美術館環境としても不適合であるので、広く各界関係者から移転新築が要望されていた。文部省としては、適地の検討を重ねていたが、昭和四十一年一月十一日の閣議了解により、皇居周辺北の丸地区に移転することが決定した。昭和四十一年度予算としては、準備費ならびに設計委託費として三〇、〇〇〇千円が計上されたが、建築費は全額、石橋正二郎氏が寄附されることになっており、昭和四十二年度中には地上三階、地下一階延三、六〇〇坪余の美術館が実現し、常設展示場、特別企画展示場各五七〇坪、フィルムライブラリー部門五〇〇坪など現在の美術館の三倍半、規模、内容を一新した美術館が誕生することとなった。このように国立近代美術館は近い将来、飛躍的な拡張を示すこととなるが、それまでは現在の美術館において、展覧会の開催、所蔵作品の充実ははかたゆくこととなり、昭和四十一年度には、年間十回の企画展とともに、ニューヨーク近代美術館と提携のもとに特別展「アメリカ現代美術展」(一五、〇六二千元)、イクリアフィルムライブラリーとの提携による「日伊交換映画祭」(六九三千元)を開催し、また作品購入費(一五、〇〇〇千元)、フィルム購入費(一、六三二千元)をそれぞれ増額計上した。

なお、近代美術館の京都分館についても、年間企画展のほか、特別展「世界の生活工芸展」(五、五八七千元)の開催、作品購入費(一〇、〇〇〇千元)の増額、冷房設備の新設(二〇、四〇〇千元)をそれぞれ計上、その充実をはかる。

△国立西洋美術館▽ この館は昭和三十四年、フランス政府から返還を受けた旧松方コレクションを保管展覧するために設置されたものであるが、その常陳以外に、昭和四十一年度には、「ソビエト政府所蔵ヨーロッパ近代絵画名作展」(四〇、九〇二千元)の開催、また、その特別展開催の時期には、所蔵作品の地方巡回展の開催(二、一五一千元)、作品購入費(五〇、〇〇〇千元)の増額、壁面塗装、作業室改造等施設の充実(九、六三六千元)をそれぞれ計上して美術鑑賞普及に努める。

(ロ) 民間芸術文化施設の充実 昭和四十年年度には日本近代文学館の建築に一億円の補助金を支出、今秋には完成し文学のセンターとなるが、それ以外にも演劇、音楽、芸能等の情報資料センターの設置充実も民間団体に補助金を交付して進めたい。

(ハ) 地方芸術文化施設の充実 地方芸術文化振興の拠点として芸術文化施設の設置充実が必要である。現在県立の美術館は一

九、文化会館は一七を数えるに過ぎず、決してじゅうぶんとは言えない。美術館や文化会館の施設費補助は公立博物館整備費補助(予算六四、〇〇〇千元)の中に含まれて計上されている。また文化会館の事業助成については、芸術祭地方公演や芸術関係団体に補助金を交付して行なう音楽、演劇等の地方巡回公演を文化会館で行なうことによって年間事業を充実し、美術館の事業助成については、巡回展の開催や所蔵作品の不足を補うため、相互に貸借可能な作品の目録を文部省で調査作成し、全国美術館に配布し、相互貸借による展覧会開催の促進をはか

る(新規六五八千円)。

(二) 芸術文化の国際交流の促進

(イ) 海外芸術家の招へい

(ロ) わが国芸術文化の海外紹介の二面があるが、ともにこれらの事業を行なう団体を助成することによって、その促進をはかってゆく。その主なものとして、大阪国際フェスティバル、国際美術ビエンナーレ、国際美術家会議、マダムバタフライ世界コンクール、トルストイ展などの開催費補助、また現代工芸展の欧州における開催、日本民俗舞踊の海外紹介の経費補助も四十一年度には考えたい。

以上、芸術文化の振興方策を各面から述べたが、このほかに著作権の保護の問題がある。

(一) 著作権制度の改正

昭和三十七年五月、著作権制度審議会を設け、以来著作権制度の改正が審議されている。昨年五月、著作権および隣接権に関する各小委員会の審議結果報告が公表され、また、著作権仲介業務制度の改善に関する小委員会もおおむね審議を終え、近くその結果が報告される見込みである。

これらの小委員会の審議結果をとりまとめた著作権制度改正に関する審議会の答申も近く行なわれるものと考えられる。文部省はこの答申に基づいて関係法律案の作成準備をすすめるが、著作権制度改正の動向は、文芸・学術・美術・音楽等の著作者だけで

はなく、出版・放送・興行等著作物の利用者にとっても重要な影響がある。そこで、答申の内容および法案作成についての文部省の考え方をじゅうぶんこれら関係者に説明するため全国(八プロック)で説明会を開催する。その他説明書の作成費、著作権制度審議会の経費等法律改正関係費は、予算総額五十二万四千三百九十万円を占めている。

(二) 条約改正のための準備

ベルヌ条約は、一八八六年(昭和十九年)に創設、以来ほぼ二十年ごとに大改正が加えられている。明年(一九六七年)ストックホルムでこの条約改正のため外交会議が開かれる。現在、ベルヌ同盟事務局と開催国のスエーデン政府が改正条約草案の作成準備をすすめており、本年はその最終草案を同盟各国に提示し見解を要請することになっている。この条約会議に対する準備が前記の著作権制度改正関係費中に含まれている。

(三) 著作権思想の普及

著作権思想普及のため、毎年全国で著作権講習会を開催しているが、本年は、前記した答申内容等の趣旨の説明とあわせて実施する。講習会費を含め著作権事務費は、一四三万円である。

(社会教育局審議官)

文化財保護の推進

小川 修 三

長い歴史と伝統を持つわが国には数多くの貴重な文化財が残されている。これをうけついで文化の創造に資するとともに、万全の保存策を講じて後世に伝えることは、現代のわれわれの特権でもあり、義務でもある。

世界的な財宝である法隆寺金堂壁面の焼失を直接の契機として制定された文化財保護法の施行以来すでに十五年を経過し、文化財保護の施策は新たな飛躍をしようとしている。明年度予算（総額四十五億六千万円）をもとにその素描をこころみたい。

国宝・重要文化財の修理事業

建造物や美術工芸品（絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料など）を保存するためには修理を行なうことが第一の条件となる。制作された時代が古く老朽化し損耗することがさけがたいうえに、これらは紙や木などのろい材質のものが大部分であるからである。そしてその修理は繊細な技巧をこらしたものが多く関係から高度の修理技術と長期の施行期間を必要とするし、また後世の変改を創建当時のものに復原するなどさまざまな配慮の下に行なわれねばならないのである。

建造物は現在二、一八六棟（うち国宝二四七棟）が指定されているが、このうち銅・石造などのもの二四〇棟を除き解体、半解体などの根本的修理をすでに終了したものは一、二三五棟であり、なお今後七―四棟の修理を必要とする。このほか屋根のふき替えを毎年数棟ずつ行なうてゆかねばならない。明年度予算には補助金四億八千万円（ほかに国有文化財修理三千四百万円）が計上され継続工事七三棟、新規工事六四棟、計一三七棟の解体、半解体工事を施行する。継続工事には日光の鳴龍で有名な本地堂の復旧工事（昭和三十六年^{火災}）。平泉の中尊寺金色堂（昭和四十二年

度完成予定)・長崎のグラバー邸などの大規模な工事が含まれている。新規着手のものには、大阪城の大手門と多聞櫓(四年計画総工費六千万円)・法隆寺西院大垣(四年計画総工費約三千八百万円)などの大工事がある。また屋根ふき替え工事としては、継続のものは清水寺本堂・本願寺飛雲閣などの国宝があり、新規着手のものは滋賀県の日吉大社東本宮本殿、園城寺(三井寺)金堂・京都大福光寺本堂などの国宝の修理が予定されている。

美術工芸品は八、〇六〇件(うち国宝七八四)が指定されている。このうち修理すべきものは五、一四四件、すでに二、九三一件の修理を完了しているが今後なお二、二二三件の修理を必要としている。明年度においては七十七件の修理を予定しており補助金四千二百万円が計上されている。修理予定の著名なものを拾ってみると、絵画では京都退蔵院所蔵の如拙筆の国宝紙本墨画淡彩瓢鮎図(ひょうたんまづ)として有名な画)・大阪藤田美術館所蔵の国宝紙本着色紫式部日記絵詞など、仏像彫刻として興福寺の国宝木造金剛力士立像の台座の岩の修理、中宮寺の国宝木造菩薩半跏像の台座と光背の修理など、工芸品としては京都仁和寺の国宝宝相唐草文宝珠箱・淡路島の鳥飼八幡宮の鎌倉時代の神輿である沃懸地螺鈿金銅装神輿・東大寺大仏建立の時の国宝梵鐘などの名品がある。

文化財の修理技術は最近の科学技術の発展にもなっており大きな進歩をとげているが、その中核は東京国立文化財研究所の保存科学部である。明年度はここに自記分光放射計が整備される。

史跡等の保存整備

文化財保護の当面する大きな課題として、最近の著しい各種開発事業の進展や都市化の進行と文化財の保存とをいかに調和させるべきかということがある。宅地造成・道路鉄道その他公共施設の整備・工場地域の造成・観光開発その他の開発にともない全国十四万か所をこえる遺跡をどのように措置すべきか、また指定された史跡をどのようにまもるか、財産権の問題や開発の公共性など調和させるかは容易な問題ではない。文化財保護委員会では全国の遺跡等の所在地を記入した詳細な地図を刊行(明年度完了)し、関係方面にこれを周知させるとともに各開発主体等と密接な連絡を取りつつある。そして重要遺跡はこれを公有化して保存し、比較的重要度の低い遺跡についても関係者の協力を求めて保存に努め、公益のため方やむを得ないものは事前に発掘調査して記録を作成するという方針を立て実施している。文化財保護と都市化によるわれわれの生活空間の悪化を防止するという施策をマッチさせ公園緑地としての保存という方向をさらに進めてゆく必要がある。一般に社会開発の重要な一環として文化財保護を前向きの施策として積極的に取り上げるべき時期にあることをすべてのものが認識しなければならぬのである。

明年度予算としては先ず最も理想的な施策と考えられる地方公共団体が史跡等の土地を買い上げ保存する事業のための補助金が、前年度の二・五倍の一億五千万円に増額されたことを喜ぶたい。すでに

国宝・重要文化財の防災事業

修理とならんで建造物や美術工芸品の保存のための大きな対策として防災事業がある。これらの文化財は材質上火災に対して弱く防火対策が基本となるがまた高温多湿なわが国の気候に対処して虫かび、さびなどの対策も重要である。一方盗難やき損から防ぐ措置も必要である。

建造物の防災施設は現在三六%しか完了しておらず、なお五百か所余りを実施する必要があるが、明年度は一億九千万円の補助金で継続一九件、新規二二件を実施する予定である。修理にくらべ進ちょくが遅れており今後いっそうの努力が必要である。明年度着工のものに、国宝の二条城・清水寺・唐招提寺・厳島神社をはじめとして、岡山の高梁城・山梨の国宝大善寺本堂などがある。工事の内容は場所によって異なるが、自動火災報知機設備・消火栓・ポンプ・ドレンチャ―・避雷設備をはじめ貯水槽・防火壁・消防道路さらに火除のための空地設定など環境の保全にまで及んでいる。

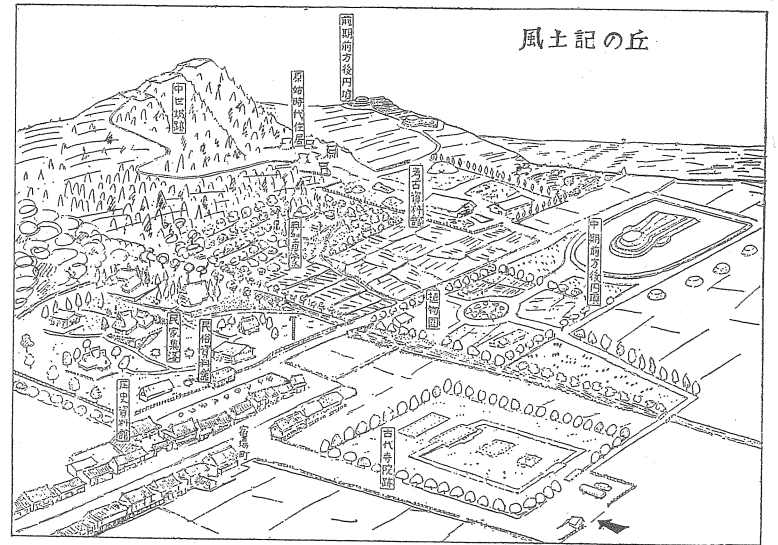
美術工芸品の防災対策としては、防火・防雷・防犯設備を設置するほか、これを収蔵するための鉄筋コンクリートの保存庫や大規模な収蔵庫の建設を進めている。現在までに防災施設七三件、保存庫・収蔵庫一七〇件の整備を行なったが、明年度は補助金八千八百万円を計上、防災施設十五件、保存庫四十六件、収蔵庫八件を実施する。大規模な収蔵庫には薬師寺・延暦寺・法隆寺・大報恩寺・大覚寺などのものが含まれている。

実施中の大宰府跡・多賀城跡・武蔵国分寺跡・周防国衛跡などをはじめ十九件の買上げが予定されている。また発掘調査費も約三千万円が計上された。

次に史跡等の保存に当たってこれを保護するとともに国民すべてに理解されやすくかつ親しめるものとして活用するための環境整備費(整地・芝張り・植栽のほか基壇・柱穴・扉・園路・遺跡覆屋などの造成等)も補助金三千七百万円が計上された。この中には新しい試みとして、急激に失われつつある貴重な歴史的環境——たとえば街道筋の宿駅や町並などの外観——の保存ならびに野外郷土博物館ともいふべき「風土記の丘」の設置が含まれている。「風土記の丘」は図に示すように貝塚・古墳・住居址などを持つ丘陵や島の自然環境の中に郷土の文化財を収集保管展示する資料館を設け、また民家集落・宿場町の町並の移築、さらには各種の古墳などの模型の展示などを点在させるもので、山上の古代から時代を追って現代の市街に至るといふ構想である。明年度は一か所が予定されているが、ゆくゆくは一県一か所に及ぼしたい。

このほか史跡名勝の修理防災や保存施設、埋蔵文化財の収蔵庫、天然記念物コウノトリ・トキ・ライチョウなどの保護増殖(人工飼育・給餌など)、心なき観光者に荒らされつつある尾瀬などの整備、庶民の宗教や生活を伝える民俗資料の保存等のために約八千万円の補助金が計上されている。

世界的遺跡である特別史跡平城宮跡はすでに全域の三分の二に当る十九万坪の国有化を完了、明年度と明後年度とで人家密集地域を



風土記の丘（構想図）

除く残余の土地を買収する。また十二年計画で奈良国立文化財研究所によって実施されている大規模な発掘調査は四年目に入り地上測量用写真機の購入、出土遺物倉庫等の新営費も計上され、宮跡の環境整備費を加えて平城宮跡関係の明年度予算は二億八千万円におよんでいる。

無形文化財に対する助成

わが国古来の伝統的な演劇・音楽・工芸技術などのうち歴史上、芸術上特に価値の高い主要なものを重要無形文化財として指定するとともに、その保持者についても指定を行なっている（現在五三人、ほかに七団体）が、これらに対する助成としては先ず保持者に対する特別助成金千五百万円の交付が続けられる。また放置しておけば絶滅するおそれのあるこれらの文化財の後継者の養成のため、また公開することによって保存するとともに活用にも役だてのための公開事業などの補助金千四百万円を計上している。このほか文楽協会に対しては千七百万円（四十年より二百万円増）の団体助成金を交付する。

文化財の指定・調査

文化財の保護行政の第一段階は、数多い文化財の中から芸術上あるいは歴史上また学術上価値の高い重要なものを選び、これを指定することにはじまる。すでに綿密な調査のもとに主要なものが指定されているが、なお調査が未済で指定がじゅうぶん行なわれない分

野も残っている。

建造物では近世の社寺建築・明治洋風建築・民家の三分野の調査がまたじゅうぶん行なわれていない。特に市街地の近代化にともない明治洋風建築の保存の問題は急迫化しており、また生活様式や経済上の変化や開発の急速な進行にともない民家の保存の問題も直ちに着手しなければならない状態にある。そこで全国の民家四〇〇万戸のうち文化財の調査の対象となる約四万戸に対し明年度から五年計画で緊急調査を行なうための予算一〇〇万円（五県分）が新たに計上された。

美術工芸品の分野では調査未済のものを洗うためかねてから文化財集中地区を選び調査を行なっており明年度は四国八十八か所を中心とする四国地方総合調査の第三年目として徳島県を調査する。また残された分野としての明治美術の調査を行ない、さらに従来どちらかといえば芸術的価値に重点をおいた指定が多かったため閑却された面もある歴史的価値に重点をおく歴史資料保存調査を継続する。

記念物関係では全国十四万か所をこえる遺跡のうちから重要なものを選定する緊急調査を継続するほか史跡相模国分寺址を国で発掘調査する。またかねてから地域を選び動植物や地質鉱物等について専門家を動員して総合調査を行なっているが、明年にはオホーツク海岸地域および丹沢山塊の調査を予定している。無形文化財関係については芸能面では声明、工芸面では和紙、変わり塗の特別調査を継続する。

なお明年度新たに指定物件の写真資料の更正整備および指定建造物実測図集刊行の予算二百万円が計上されている。

文化財普及事業の拡充

文化財の保護は国・地方公共団体、所有者・管理者が三位一体となつてこれに当たるべきものであることはいまでもない。しかし一面文化財は所有者の誰たるを問わず国民全体の財宝であるといわねばならない。その意味からも国民全部が文化財の価値を認識し、その保存活用を図ってはじめて文化財保護が完成する。しかし文化財は現在の国民の身近かな経済上のあるいは社会上的当面の緊急なものと異なるのでこの目標に近づくにはいろいろの障害がある。一方文化財を特定の分野の人々のみが理解するにとどまり、一般へのその価値や保護の重要性についての認識を高めるための努力が関係者の間でじゅうぶん行なわれていなかったといううらみもある。文化財保護委員会では本年度から事務局に新たに普及課を設置しこの面に力を入れることとしたが、明年度からいよいよ学校教育、社会教育と連係を密にし本格的活動に入ることとなった。

明年度はいくつかの事業や施策が考えられているが、予算の面でも文化財愛護モデル地区の設定のため二二〇万円の予算が新たに計上されている。全国から十数県を選び、それぞれの管内にモデル地区としての市町村を設定、各種広報活動による積極的な啓発活動を行なうとともに住民による愛護グループを結成し、文化財に関する学習活動や愛護活動（文化財の巡視、清掃、補修など）を推進しよ

うというものである。このモデル地区を中核に全国各地にこの機運が高まることが期待されている。

また文化財普及映画やスライドもすでに相当量製作して来たが、明年度はさらにこの経費も増額されており、製作の充実と同時に普及活動についても新機軸を開くことを予定しているし、国宝等の各時代別の基準作品を選定する作業、講習会の開催、普及のための図録の作成などが昨年に引きつづき行なわれる。

国立劇場の開設と博物館の整備

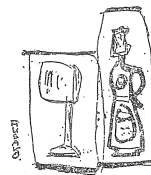
わが国のすぐれた伝統芸能の保存振興を図り文化の向上に資するため、各種の伝統芸能（歌舞伎・文楽・邦楽・邦舞・雅楽・民俗芸能等）の公開、伝承者の養成、調査研究、記録作成、資料の収集展覧等を行なうセンターとしての国立劇場がいよいよ開設の運びとなる。昭和三十一年設置が閣議決定されてから実に十年、長い間の累案がいよいよ実現するのである。

東京都千代田区隼町の旧パレス・ハイツ跡に鉄骨鉄筋地上三階地下二階、建築総面積八千坪。大劇場（一、七五〇名収容）小劇場（六三〇名収容）その他の施設を有する。総工費は三七億五千万円である。運営は本年四月設置予定の特殊法人国立劇場（会長、理事長以下一九〇名）がこれに当たり、運営費の一部一億一千三百万円が補助される。十一月に盛大なこけら落としを行なって開かれるが、自主公演のほか一般の利用にも供することとなっている。わが国伝統芸能の保存活用のために画期的な進展をもたらすことが期待される。

このほか東京国立博物館では東洋古美術の展示を充実するため三、八九六坪の東洋館が昭和四十二年度完成を目ざして総工費一六億三千万円の予定で建設の槌をひびかせており、京都国立博物館では二、一八〇坪の新館が本年十一月開館記念古美術名品展とともにいよいよ開館する。

目下開催中の日仏両国政府主催の「フランスを中心とする一七世紀ヨーロッパ展」に呼応し、本年十一月パリにおいてわが国の肖像画、絵巻物、初期風俗画を中心とする日本名画展が開催され、わが国のすぐれた文化財が海外で高く評価されるとともに両国の理解と親善に寄与するであろう。また明年度は東京国立博物館で日伊交流展も計画されている。

（文化財保護委員会庶務課長）



★昭和四十年度も末に至り、三月号は例年のとおり、新年度文教行政の展望を特集しました。新年度文部省所管の一般会計予算額が、一般会計総額に占める割合は一一・八％で、これに国立学校特別会計予算額を加味した文部省所管の統計は、前年度に比べ一三％の伸びを示しています。新年度文教関係予算の特徴としては、将来の発展のための地ならしであり、全般的に金額として飛び抜けた増加はなかったが、従来とかく遅れがちであった部面に重点がおかれていることが指摘されています。

初等中等教育の改善充実では、教科書の無償が小学校をこえて中学校にまで及んだことをはじめ、へき地教育の振興として前年度に引き続いて、単級、四、五箇学年額

式学級の教員定数の増加、多学年学級担当手当の大幅な増額など多年の懸案が解決され、また、新規事業では高度へき地学校児童生徒に対するパン・ミルク給食の全額国庫補助制度の創設などが目立っています。大学教育拡充の重点は、ベビーブームの影響による大学入学志願者の急激な増大にともなう学生定員の増加で新年度にはほぼ五千人の増募が予定されています。

★その他、目だったものとしては、文部省の機構改革では調査局が廃止され、新たに文化局が設置されること、新年度から国立劇場が廃止すること、るす家庭児童を対象とした児童会活動の推進などがあげられます。

MEJ 9472

文部時報三月号

第一〇六三号

昭和四十一年三月五日 印刷
昭和四十一年三月十日 発行

著作権 文 部 省

発行者 株式会社 帝国地方行政学会

小川平二

東京都立川市曙町三の五五

印刷所 株式会社 行政学会印刷所

東京都新宿区西五軒町五二

営業所 株式会社 帝國地方行政学会別館

電話 (268) 二二四一代

振替口座 東京一〇、〇〇〇番

購 読 料		
定価	一冊	七十円
送料	〃	六円
一か年		八百四十円 (送料不要)

ただし増大号、臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお購読の申し込みは、直接発行所またはよりの書店にお願いします。